

## ささやかな改善ですが...

関西合同労組滋賀県人権センター分会が9月14日の団交で要求していた11項目のうち、3項目が改善されました。  
(要求項目については「ニュース1号」を参照)

**賃金規定表が  
配布されました!**

毎年4月、全職員に配布される「規定集」には、センターの就業規則も記載されていますが、その中に「賃金規定表」がありませんでした。早急に配布してほしいという要求に、すぐに対応していただきました。自分の等級は知らされても、その位置がさっぱりわからない状態が続いていました。

**昼休みの電話対応が  
当番制に!**

本来、労働から解放される昼休みの時

間帯にかかってくる電話の対応を、総務企画グループの特定の職員に負担を強いるような状態を改めてほしいという要求については、検討された結果、今週21日から(総務企画グループ内ですが)、当番制に移行しました。

**和室にカーテンが  
つきました!**

和室にカーテンがつきました。これまで、不具合を起こし、半分しか閉められなかったカーテンが新品に変えられました。これで、急な体調不良での休息や職員の着替えなども安心して出来ることになりました。

**第11回生活・労働相談会**

1月7日(土) 12:00~16:00(予定)

場所・・・JR草津駅東口デッキ

(相談無料・秘密厳守)

主催・・・1/7 生活労働相談会実行委員会

関西合同労組は一人でも入れる労働組合です。